

掲示文書一覧(市長分)

令和7年12月1日

種別	番号	題　名	主　管　課
告示	581	手数料等の納付に係る指定納付受託者の指定について	デジタル戦略室
公告	655	姫路市L GWAN対応生成AIサービス導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について	デジタル戦略室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 581号

令和 7年12月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

手数料等の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、手数料等の納付について下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

S P. L I N K S 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN19F

3 指定納付受託者に指定をした日

令和7年（2025年）12月1日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

(1) 河川管理課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例第2条第8号に規定する手数料等

(2) 建築指導課が所管する事務に係る姫路市建築確認申請手数料等徴収条例第2条第1項第65～69号に規定する手数料等

(3) 市民活動推進課が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例第2条第4号に規定する手数料等

(4) 生涯学習大学校が所管する事務に係る姫路市立生涯学習大学校条例第4条第1項に規定する授業料等

- (5) 生涯学習大学校が所管する事務に係る姫路市立生涯学習大学校学則第3条第2項に規定する受講料等
- (6) 名古山靈苑管理事務所が所管する事務に係る姫路市靈苑条例第14条及び姫路市靈苑条例施行規則第13条各号に規定する手数料等
- (7) 名古山靈苑管理事務所が所管する事務に係る姫路市手数料徴収条例第2条第4号に規定する手数料等
- (8) 子育て支援室が所管する事務に係る姫路市子育て短期支援事業実施要綱第10条第3項に規定する受益者負担金等

姫路市公告第 655号

令和 7年12月 1日

姫路市長 清元秀泰

姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業

(2) 業務の概要

「姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業要求水準書」による。

(3) 履行場所

姫路市の指定する場所

(4) 業務期間

ア 構築

契約を締結した日から令和8年2月27日まで（予定）

イ サービス利用

令和8年3月2日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ア 構築

3,500,000円

イ サービス利用料

300,000円（月額上限）

※構築費用には研修実施に係る費用も含めるものとする。

※本サービスの利用については、令和11年2月末までの利用を想定している。しかし、生成AIは技術革新の速度が非常に速く、常に最新の技術動向を踏まえて最適なサービスを選択する必要があるため、令和8年度以降は、毎年度、継続利用を検討したうえで、単年度での随意契約を予定している。

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、姫路市L GWAN対応生成AIサービス導入事業公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

姫路市L GWAN対応生成AIサービス導入事業公募型プロポーザル募集要項は、姫路市公式ウェブサイトで提供する。<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032179.html>

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室庁内DX担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2395